

山梨県立図書館資料収集基本方針

(収集基本方針)

第一条 次にあげる山梨県立図書館の役割を果たす資料を収集する。

- 一 生涯学習の基盤施設として、県民の調査研究及び地域の文化・経済の発展に役立つ図書館
- 二 多様化するレファレンスに対応する図書館
- 三 山梨県の事象に係る資料を収蔵する専門図書館

(収集の範囲)

第二条 資料収集の範囲は、次の資料群とする。

- 一 印刷メディア
図書、逐次刊行物（雑誌、新聞、紀要等）、パンフレット、地図等
- 二 視聴覚メディア
録音資料（カセット、CD、デジター等）、映像資料（ビデオ、マイクロ資料等）
- 三 電子（コンピュータ）メディア
（一） パッケージ系電子メディア（CD-ROM、DVD等）
（二） ネットワーク系メディア（オンラインデータベース、インターネット情報源・電子書籍等）

(収集の基準)

第三条 資料収集は、次の基準によって行う。

- 一 県民の調査研究資料となる全分野の基本資料から、専門的な資料までを収集する。
- 二 地場産業、ビジネス支援関連等の地域の文化・経済の発展に役立つ資料を収集する。
- 三 地域関係資料は、国内外の出版を問わず、網羅的に収集する。

(留意事項)

第四条 資料収集にあたっては、次の点に留意する。

- 一 「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、資料を収集し、提供する。
- 二 特定主題に関して、両論あるいは多論があるものは、公平かつ幅広く収集する。
- 三 寄贈資料についても同様の取り扱いをする。
- 四 資料種別ごとの具体的な収集規程は別途定める。

附則

この方針は平成十七年四月一日から施行する。

この方針は平成二十四年十一月十一日から施行する。